

# 行政・業界版

## 建築基準法など一部改正

## 用途地域の選択肢拡充

国土交通省による建築基準法などの一部改正法案が8日に閣議決定した。この法案は、①用途地域における容積率など

の選択肢の拡充②容積率の制限を緩和する制度の導入③まちづくりについての都市計画提案制度の創設④地区計画制度の見直し――といった居住環境の改善や適正な土地利用の促進に向けた施策のほか、シックハウス対策の規制も導入するため、関係する法令を一括して改正するもの。

に適切に対応するために実施。具体的には、現行

居専用地域の容積率に、400%と500%を追加。現行1000%の商業地域にも1100%、1200%、1300%

を加える。建ぺい率60%のみの第一種住居地域には50%と80%を追加。こ

のほか、これまで低層住居専用地域のみだった敷地規制限を全用途地域

にも適用。低層住居専用地域以外の日影制限については、4枚のみだった

日影の測定面の高さに6・5枚を追加する。

容積率制限の緩和は、特定行政庁の許可を得て

「総合設計制度」の審査基準を定型化し、許可を得なくとも、建築確認手

続きの段階で緩和できるようになる。具体的には、一定規模以上の敷

地の施設構造や放流水管道についての基準を策定する。既に省内で検討を

進めているが、関係する政省令が多いため策定には時間がかかる見込み。

シックハウス対策では、気密性の低い在来木造住宅以外の住宅への換気設備の設置を義務付けるほ

どである。シックハウス対策では、気密性の低い在来木造住

宅以外の住宅への換気設備の設置を義務付けるほか、居室でのホルムアル

デヒドやクロルピリホスの発散の恐れがある建築

材料の使用を制限・禁止

している。シックハウス対策では、気密性の低い在来木造住

宅以外の住宅への換気設備の設置を義務付けるほか、居室でのホルムアル

デヒドやクロルピリホスの発散の恐れがある建築

材料の使用を制限・禁止

する。

## 合流式下水道改善事業創設

国交省

ている192都市に対し、合流式下水道改善対象地の概要や整備目標、事業内容、年度計画などを定めた計画期間5年以内に合流式下水道の改善目標を実現するための「合流改善計画」を策定した。合流式下水道の改善重点的に補助する「合流式下水道緊急改善事業」を14年度に創設する。

雨水吐口で処理施設創設

国交省

踏まえなければならない。補助対象となるのは、16年度までに策定された改善計画に盛り込まれた

対策。具体的には、雨水吐口での処理施設設置と

雨水吐口で処理施設設置と

雨水吐口での処理施設設置と

雨水吐口での処理施設設置と